

## 標準処理期間の未設定理由

番号 143

処 分 名	養育医療負担金の減免
根 拠 法 令 名	松山市母子保健法施行細則(平成10年規則第29号)
条 項	第11条第1項
所 管 課	健康づくり推進課

## 【標準処理期間を未設定とした理由】

過去に申請実績がなく、多くの場合、他の制度(子ども医療費助成制度)により補完されるため、自己負担が発生すること自体が稀であることから、将来的に申請が見込めず、標準処理期間を設定する実益がない。